

横瀬町教育委員会後援等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横瀬町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援、協賛及び共催（以下「後援等」という。）を行う場合における取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、その事業の実施において名義使用に限り援助すること。この場合の使用できる名義は、「横瀬町教育委員会」とする。
- (2) 協賛 事業の趣旨に賛同し、その事業の実施において前号に規定する名義使用及び人的、物的サービスを提供すること。
- (3) 共催 教育委員会が、他の主催者ととともに事業に対して金銭的援助や人的、物的サービスを提供し、その責任の一部を負うこと。

(対象)

第3条 後援等は、国、他の地方公共団体、公益法人及びその他の団体が主催するもので、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行う。

- (1) 教育の進展に寄与すると認めるもの
- (2) 文化活動の推進に寄与すると認めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町民福祉の向上に寄与するものと認めるもの

(対象除外)

第4条 後援等は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は行わない。

- (1) 特定の宗教又は政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意思があると認めるもの
- (2) 営利又は商業宣伝の意図があると認めるもの
- (3) 参加対象が極めて限られた範囲であるもの
- (4) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認めるもの
- (5) 参加者に多大な費用の負担を強いると認めるもの
- (6) 過去の後援等において不誠実な行為があったもの
- (7) その他、後援等を行うことが不適當であると認めるもの

(後援等の申請)

第5条 後援等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、横瀬町教育委

員会後援等承認申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を教育長に提出しなければならない。

（決定通知）

第6条 教育長は、前条による申請があったときは、速やかに審査の上、後援等の可否を決定し、横瀬町教育委員会後援等承認決定通知書（様式第2号）又は横瀬町教育委員会後援等不承認決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（承認内容の変更・取下げ届）

第7条 申請者は、承認の内容に変更が生じた場合、申請を取り下げたい場合又は後援等を承認された後に取り下げたい場合には、速やかに横瀬町教育委員会後援等内容変更・取下げ届（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

（承認の取消し）

第8条 教育長は、承認した事業の申請内容に虚偽があると認めた場合又は第4条の規定のいずれかに該当すると認めた場合は、承認を取り消すものとする。

2 教育長は、前項の規定により承認を取り消した場合は、横瀬町教育委員会後援等承認取消通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（報告）

第9条 申請者は、後援等の事業が終了したときは、事業終了後2月以内に横瀬町教育委員会後援等事業実績報告書（様式第6号）を教育長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。